

令和4年2月市議会 環境経済委員会資料

第55号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第25号）

目次

【予算説明書ページ】 【ページ】

7款1項2目 商工振興費

1 中小事業者等一時金

第1期から第4期の制度比較 14~15 1

商 工 部

令 和 4 年 2 月

中小事業者等一時金 第1期から第4期の制度比較

		中小事業者等一時金（第1期）	中小事業者等一時金（第2期）	中小事業者等一時金（第3期）	中小事業者等一時金（第4期）	
1	まん延防止等重点措置期間	—	—	令和3年8月27日～9月12日 (17日間)	令和4年1月21日～3月6日 (45日間)	
2	営業時間短縮要請期間	令和3年1月20日～2月7日 (19日間)	令和3年4月28日～6月7日 (41日間)	令和3年8月10日～9月12日 (34日間)	令和4年1月18日～3月6日 (48日間)	
3	減収対象月	令和3年1月、2月 (いずれか1か月)	令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月)	令和3年8月、9月 (2か月)	令和4年1月、2月、3月 (いずれか2か月)	
4	支給額	減収20%以上	20万円（定額）	上限12.5万円×2か月	上限10万円×2か月	
		減収30%以上	20万円（定額）	上限12.5万円×2か月	上限10万円×2か月	【国】事業復活支援金 個人：上限30万円（5か月相当分） 法人：上限150万円（5か月相当分）
		減収50%以上	30万円（定額）	上限17.5万円×2か月	【国】月次支援金 個人：上限10万円×2か月 法人：上限20万円×2か月	【国】事業復活支援金 個人：上限50万円（5か月相当分） 法人：上限250万円（5か月相当分）
5	支給イメージ	<p>支給額</p> <p>減収率20%以上50%未満 減収率50%以上 定額20万円 定額30万円</p> <p>令和3年1月、2月のうち いずれか1か月</p>	<p>1か月あたりの支給額 (売上減少額を支給)</p> <p>減収率20%以上50%未満 減収率50%以上 最大25万円 最大35万円</p> <p>令和3年4月、5月、6月のうち いずれか2か月</p>	<p>1か月あたりの支給額 (売上減少額を支給)</p> <p>減収率20%以上30%未満 減収率30%以上50%未満 減収率50%以上 最大20万円 最大20万円 最大 法人40万円 個人20万円</p> <p>令和3年8月、9月の2か月</p>	<p>支給額</p> <p>減収率20%以上30%未満 減収率30%以上50%未満 減収率50%以上 最大20万円 最大30万円 最大50万円</p> <p>令和4年1月、2月、3月のうち いずれか2か月</p> <p>令和3年11月から令和4年3月までの5か月相当分</p>	
6	支給事業者数	5,102者	4,858者	2,955者	—	
7	支給済額	1,315,700千円	1,165,161千円	414,154千円	—	